

平成23年 No.20

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部を改正する規程

制定理由

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 3 月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成 23年 3 月10日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第13号

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由： 東京学芸大学新教員養成コース実施委員会の設置に伴う改正。

改 正	現 行
東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程 〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学、修了その他身分に関する事項 (2) 学生の懲戒に関する事項 2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 学位論文審査委員会の設置に関する事項 (2) 学位の付記に関する事項 (3) 在学年数短縮修了に関する事項 (4) 長期履修学生の認定に関する事項 (5) 学生の修学指導に関する事項 (6) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項 (7) カリキュラムに関する事項 (8) 学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項 (9) 既修得単位等認定単位に関する事項 (10) 単位互換制度の運用に関する事項 (11) 大学院説明会の実施に関する事項 (12) 科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項 (13) <u>新教員養成コースの運営に関する事項（東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程（平成23年規程第9号）第3条に規定する審議事項を除く。）</u> (14) その他委員会が必要と認めた事項 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</u>	東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程 〔省略〕 (審議事項) 第2条 委員会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学、修了その他身分に関する事項 (2) 学生の懲戒に関する事項 2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 学位論文審査委員会の設置に関する事項 (2) 学位の付記に関する事項 (3) 在学年数短縮修了に関する事項 (4) 長期履修学生の認定に関する事項 (5) 学生の修学指導に関する事項 (6) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項 (7) カリキュラムに関する事項 (8) 学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項 (9) 既修得単位等認定単位に関する事項 (10) 単位互換制度の運用に関する事項 (11) 大学院説明会の実施に関する事項 (12) 科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項 (13) <u>新教員養成コースの運営に関する事項</u> (14) その他委員会が必要と認めた事項 〔省略〕

